

# 信用保証料補助制度のご案内

刈谷市では、愛知県信用保証協会の保証により融資を受けた中小企業者に対し、必要となった信用保証料を補助しますので、ご利用ください。

## 申請できる方

市内に住所及び事業所を有する個人又は市内に本店の登記及び事業所を有する法人

## 対象融資制度・補助金額

納付した金額に対し、下表により算出した金額を補助します。

対象融資制度	補助率	限度額
・愛知県経済環境適応資金 (創業等支援資金、事業承継資金を除く)	50%	同一年度内で20万円
・愛知県小規模企業等振興資金(振、振小) ・刈谷市商工業者事業資金(マル刈)	80%	
・愛知県経済環境適応資金 (創業等支援資金、事業承継資金)	100%	同一年度内で40万円

○既に借入れを行った融資を完済することを条件に付して借入れを行った場合、保証料から返済による返戻保証料を差し引いた金額に補助率を掛けた額が補助対象となります(小数点以下切捨)。

○信用保証料を分割納付する場合、1回目に納付した金額のみ補助対象となります。

○無担保と有担保との併用の場合は、合算して取り扱います。

○自家用自動車(3.5.7 ナンバーの車両)の購入資金を含む融資に係る保証料は対象外。

## 申請方法

次の必要書類を刈谷市役所商工業振興課に提出ください。

①信用保証料補助金交付申請書兼請求書

**※取り扱った金融機関で必ず証明を受けてください。**

②信用保証書の写し(取り扱った金融機関にてお受け取りください)

③自動車検査証の写し(補助対象となる自動車の購入の場合)

④返戻保証料の額を証明する書類の写し(既に借入れを行った融資を完済することを条件に付して借入れを行った場合のみ)

**※保証料補助金の交付を受けた融資を繰上償還し保証料の返戻があった場合、補助金の返還が必要な場合があります。**

申請期限は、  
融資実行日から30日以内。